

街のホット情報

「放送大学」10月入学生募集

期期間：6月10日(土)～8月31日(木)、9月1日(金)～12日(火)
他・問詳しくは、放送大学大分学習センター(☎0977-67-1191)へ。

出張労働相談

時6月15日(木) 午後1時～4時
場J:COM ホルトホール大分2階 201会議室
内相談内容：労働問題全般に関すること
定相談員：弁護士、労働基準監督官など
他・問弁護士相談は事前予約が必要です。申込方法など詳しくは、県労政・相談情報センター(☎532-3040)へ。

第34回豊の国ねりんピック市予選会出場者募集

◎**シルバー将棋大会**
時6月18日(日) 午後0時30分～(正午受付開始)
場植田公民館2階 視聴覚室
対市内居住で、昭和39年4月1日以前に生まれた人
料1,500円
申・問当日受付。詳しくは、県将棋連合会事務局 七蔵司(☎090-2588-3221)へ。

◎**シルバー囲碁大会**
時6月25日(日) 午前10時～(午前9時40分受付開始)
場コンパルホール3階
対市内居住のアマチュアで、昭和39年4月1日以前に生まれた男性および昭和49年4月1日以前に生まれた女性
料2,000円
申・問はがきに、住所、氏名、電話番号、段級位、生年月日を記入し、6月16日(金)〈必着〉までに日本棋院大分支部 小山隆司(〒870-0927 北下郡11-5B ☎568-1101)へ。

◎**市認知症家族介護者の講習会・交流会参加者募集**
対市内居住で、在宅認知症高齢者を介護し、全4回(月1～2回程度開催)の講習会に参加できる家族など
定各施設10人程度

施施設名
申・問はがきに、住所、氏名、電話番号、段級位、生年月日を記入し、6月16日(金)〈必着〉までに日本棋院大分支部 小山隆司(〒870-0927 北下郡11-5B ☎568-1101)へ。

◎**剣道交流大会** **無料**
時7月21日(金) 午後7時30分～
場サイクルショップコダマ大洲アリーナ 剣道場
対市内居住で、昭和39年4月1日以前に生まれた人
申・問電話で、7月14日(金)までに市剣道連盟事務局(☎567-1413)へ。

マーク・略語について

時…日時・期間 **場**…場所 **内**…内容 **期**…講師 **対**…対象 **定**…定員
料…料金 **申**…申込み **持**…持ち物 **他**…その他 **問**…問い合わせ

サテライト・ゼミ in 大分市「若手リーダー養成研修」

時9月21日(木)・22日(金)〈全2回〉
場J:COM ホルトホール大分2階 セミナールームL+S
料2万2,000円(受講料)
他・問詳しくは、中小企業大学校直方校(☎0949-28-1144)へ。

シルバー人材センターの会員になりませんか

働く意欲のある60歳以上の人を募集しています。店舗の商品管理、商品の配送、倉庫管理、家事援助、剪定などの仕事を紹介します。
他・問入会方法など詳しくは、シルバー人材センター(☎538-5575)へ。

 善意の泉 敬称略

善意の寄付が相次いでおります。お礼申し上げます。
◎**市へ**
■株式会社エデンメディアワークス
■姫建設株式会社
■株式会社ビートレーディング
■ふるさと大分市応援寄附金(ふるさと納税)へ寄付していただいた人の氏名等は、市ホームページに掲載しています。

◎**社会福祉協議会へ篤志寄付**
■三ヶ尻毎汎(荷揚町)

香典返し寄付
■**大分地区** 池邊和子(中津留)／三股賢治(畑中)／橋本浩治(太平町)／三浦清秀(萩原)／池邊直子(上野丘)
■**鶴崎地区** 高橋弘明(三佐)／武石和嘉(森町西)／山崎久恵(常行)／徳丸文雄(鶴瀬)／小尾まゆみ(森町)

■**大在地区** 橋迫昭一(政所)
■**坂ノ市地区** 大平基晃(坂ノ市中央)／姫野知能(坂ノ市中央)／横山和子(細)／池田静男(細)／藤澤勝幸(市尾)
■**大南地区** 今村光英(竹中)／高橋功太郎(高江中央)／前田憲生(高江南)
■**植田地区** 河野鈴子(緑が丘)／好本尚子(木上)／菊池常夫(寒田わかば台)／佐藤正則(口戸)

■**佐賀関地区** 大西虎和(一尺屋)／吉田範久(志生木)
■**野津原地区** 三義誠(竹矢)／吉永賢治(竹矢)／工藤洋一(太田)／森田稔(野津原)
■**市外** 佐藤一成(由布市)
以上4月15日受付分まで

国民健康保険のお知らせ

国保

おおいた

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支え合う仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保税の内容や納付方法などについてお知らせします。

5年度の国民健康保険(国保)税

6月中旬に、納税通知書を世帯主宛てに送付します。口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、通知書を送付します。世帯主自身が勤める会社などの健康保険に加入し、国保に加入していない場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、**世帯主が納税義務者**となります。
※ただし、この場合の世帯主の所得は税額計算には含まれません。なお、軽減判定の計算(18ページ「国保税の軽減制度」参照)には含まれます。

国保税の仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される**所得割**、加入者数やその世帯に賦課される**均等割・平等割**で構成されています。そのため、**税額は世帯により異なります**。年税額は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、次の①～③を合計した額となります。

区 分	課税標準	税 率			
		医療分	支援分	介護分	
①所得割額	前年中の総所得金額などから基礎控除(43万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	$\frac{8.65}{100}$	$\frac{2.49}{100}$	$\frac{2.50}{100}$	
②均等割額	世帯の被保険者数 1 人当たり ※介護分は第 2 号被保険者数 1 人当たり	26,500円	7,700円	8,700円	
③平等割額	1 世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円	
賦課限度額(最高限度額)		5 年度	650,000円	220,000円	170,000円
		4 年度	650,000円	200,000円	170,000円

医療分

国保加入者の医療費などの費用として課税します。

支援分

後期高齢者医療制度への支援金などの費用として課税します。

介護分

介護保険制度への納付金として課税します。
※40歳以上65歳未満(介護保険第 2 号被保険者)の人に課税

国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合は、原則、国保税を**世帯主の年金から**年金支給月ごとに天引きします。
●国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
●国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、あらかじめ通知書でお知らせします。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、6年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、年金天引きではなく、納付書または口座からの引き落とし(普通徴収)となります。

口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出ていただくことで、年金天引きを中止し、口座振替に変更できます。
※変更には3カ月程度かかります。

問 国保年金課 国保税の課税・減免など ☎537-5736
国保税の納付・相談など ☎537-5738

